

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	関連事業の承認の取消し
概要	関連事業者が承認の基準に該当しないこととなった場合は、承認を取り消します。その他、不正の手段により承認を受けたことが判明した場合、長期間にわたって業務を行わない場合等に、承認を取消することがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第37条（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎関連事業者が次のいずれかに該当することとなったときは、承認を取り消します (1) 破産者で復権を得ないもの (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの (3) 関連事業が暴力団の利益になるとき ◎関連事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことがあります。 (1) 正当な理由がないのに関連事業の承認の通知を受けた日から1月以内にその業務を開始しないとき (2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき (3) 業務を適切に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有していない者であるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—